

寒川町立児童発達支援事業所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第19号

### 寒川町立児童発達支援事業所条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町立児童発達支援事業所条例施行規則（平成17年寒川町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「療育」を「発達支援」に、「通園」を「通所」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。